

【介護予防福祉用具貸与】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第265条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
福祉用具専門相談員の員数(第266条)	従うべき基準	
管理者(第267条)	従うべき基準	
設備に関する基準(第268条)	参酌すべき基準	
利用料等の受領(第269条)	参酌すべき基準	
運営規程(第270条)	参酌すべき基準	
適切な研修の機会の確保(第271条)	参酌すべき基準	
福祉用具の取扱種目(第272条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第273条)	参酌すべき基準	
掲示及び目録の備付(第274条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第275条)	参酌すべき基準	
準用(第276条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針(第277条)	参酌すべき基準	
指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針(第278条)	参酌すべき基準	
指定介護予防福祉用具貸与計画の作成(第278条の2)	参酌すべき基準	
基準該当居宅サービスに関する基準		
福祉用具専門相談員の員数(第279条)	従うべき基準	
準用(第280条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	

【特定介護予防福祉用具販売】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第281条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは
福祉用具専門相談員の員数(第282条)	従うべき基準	

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
管理者(第283条)	従うべき基準	は上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
設備及び備品等(第284条)	参酌すべき基準	
サービス提供の記録(第285条)	参酌すべき基準	
販売費用の額等の受領(第286条)	参酌すべき基準	
保険給付の申請に必要な書類の交付(第287条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第288条)	参酌すべき基準	
準用(第289条)ただし、同条にて準用する第8条第1項、第9条、第31条及び第35条は「従うべき基準」	参酌すべき基準	
指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針(第290条)	参酌すべき基準	
指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針(第291条)	参酌すべき基準	
特定介護予防福祉用具販売計画の作成(第292条)	参酌すべき基準	

【改正介護保険法により条例委任を受けて追加する事項】

改正前介護保険法	改正後介護保険法	本県の考え方
<p>・指定介護予防サービス事業者の法人格の有無</p> <p>都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、(中略)のいずれかに該当するときは第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が法人でないとき。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>都道府県知事は、前項の申請があった場合において、第一号から第三号まで、(中略)のいずれかに該当するときは第五十三条第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が<u>都道府県の条例で定める者</u>でないとき。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>本県の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、改正前の介護保険法で規定されていた基準を本県の基準としたい。</p> <p>(案)</p> <p><u>指定介護予防居宅サービス事業者は、法人でなければならない。</u></p>

※「人権擁護・虐待防止研修等」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律で既に規定されている。

9 骨子案（軽費老人ホームの設備及び運営に関する条例（仮称））

【総則】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
この省令の趣旨（第1条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

【基本方針】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第2条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

【設備及び運営に関する基準】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
構造設備等の一般原則（第3条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
設備の専用（第4条）	参酌すべき基準	
職員の資格要件（第5条）	従うべき基準	
職員の専従（第6条）	従うべき基準	
運営規程（第7条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第8条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第9条）	参酌すべき基準	
設備の基準（第10条）	参酌すべき基準	
職員配置の基準（第11条）	従うべき基準	
入所申込者等に対する説明等（第12条第1項・第2項）	従うべき基準	
入所申込者等に対する説明等（第12条第3項～第7号）	参酌すべき基準	
対象者（第13条）	参酌すべき基準	
入退所（第14条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第15条）	参酌すべき基準	

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)	条例への委任方法	本県の考え方
利用料の受領(第16条)	参酌すべき基準	
サービス提供の方針(第17条第1項・第2項)	参酌すべき基準	
サービス提供の方針(第17条第3項・第4項)	従うべき基準	
食事(第18条)	参酌すべき基準	
生活相談等(第19条)	参酌すべき基準	
居宅サービス等の利用(第20条)	参酌すべき基準	
健康の保持(第21条)	参酌すべき基準	
施設長の責務(第22条)	参酌すべき基準	
生活相談員の責務(第23条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第24条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第25条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第26条)	参酌すべき基準	
協力医療機関等(第27条)	参酌すべき基準	
掲示(第28条)	参酌すべき基準	
秘密保持等(第29条)	従うべき基準	
広告(第30条)	参酌すべき基準	
苦情への対応(第31条)	参酌すべき基準	
地域との連携等(第32条)	参酌すべき基準	
事故発生の防止及び発生時の対応(第33条)	従うべき基準	

※「人権擁護・虐待防止研修等」については、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律で既に規定されている。

10 骨子案（指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する条例（仮称））

【児童発達支援】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令15号）	条例への委任方法	本県の考え方
指定障害児通所支援事業者等の一般原則（第3条）	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
基本方針（第4条）	参酌すべき基準	
従業者の員数（児童発達支援センター以外）（第5条）	従うべき基準	
従業者の員数（児童発達支援センター）（第6条）	従うべき基準	
管理者（第7条）	従うべき基準	
従たる事業所を設置する場合における特例（第8条）		
第1項	参酌すべき基準	
第2項	従うべき基準	
設備（児童発達支援センター以外）（第9条）	参酌すべき基準	
設備（児童発達支援センター）（第10条）		
第1項（指導訓練室及び遊戯室に係る部分に限る。）	従うべき基準	
並びに第2項第1号口及び第2号		
その他の規定	参酌すべき基準	
利用定員（第11条）	標準基準	
内容及び手続の説明及び同意（第12条）	従うべき基準	
契約支給量の報告等（第13条）	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第14条）	従うべき基準	
連絡調整に対する協力（第15条）	参酌すべき基準	
サービス提供困難時の対応（第16条）	参酌すべき基準	
受給資格の確認（第17条）	参酌すべき基準	
障害児通所給付費の支給の申請に係る援助（第18条）	参酌すべき基準	
心身の状況等の確認（第19条）	参酌すべき基準	
指定障害児通所支援事業者等との連携等（第20条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第21条）	参酌すべき基準	
指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（第22条）	参酌すべき基準	
通所利用者負担額の受領（第23条）	参酌すべき基準	
通所利用者負担額に係る管理（第24条）	参酌すべき基準	
障害児通所給付費の額に係る通知等（第25条）	参酌すべき基準	
指定児童発達支援の取扱方針（第26条）	参酌すべき基準	
児童発達支援計画の作成等（第27条）	参酌すべき基準	

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令15号)	条例への 委任方法	本県の考え方
児童発達支援管理責任者の責務 (第28条)	参酌すべき基準	
相談及び援助 (第29条)	参酌すべき基準	
指導、訓練等 (第30条) 第1項から第3項まで、及び第5項 第4項	参酌すべき基準 従うべき基準	
食事 (第31条)	参酌すべき基準	
社会生活上の便宜の供与等 (第32条)	参酌すべき基準	
健康管理 (第33条)	参酌すべき基準	
緊急時等の対応 (第34条)	参酌すべき基準	
通所給付決定保護者に関する市町村への通知 (第35条)	参酌すべき基準	
管理者の責務 (第36条)	参酌すべき基準	
運営規程 (第37条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等 (第38条)	参酌すべき基準	
定員の遵守 (第39条)	参酌すべき基準	
非常災害対策 (第40条)	参酌すべき基準	
衛生管理等 (第41条)	参酌すべき基準	
協力医療機関 (第42条)	参酌すべき基準	
掲示 (第43条)	参酌すべき基準	
身体拘束等の禁止 (第44条)	従うべき基準	
虐待等の禁止 (第45条)	従うべき基準	
懲戒に係る権限の濫用禁止 (第46条)	従うべき基準	
秘密保持等 (第47条)	従うべき基準	
情報の提供等 (第48条)	参酌すべき基準	
利益供与等の禁止 (第49条)	参酌すべき基準	
苦情解決 (第50条)	参酌すべき基準	
地域との連携等 (第51条)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応 (第52条)	従うべき基準	
会計の区分 (第53条)	参酌すべき基準	
記録の整備 (第54条)	参酌すべき基準	

【医療型児童発達支援】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令15号)	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針(第55条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の 基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第56条)	従うべき基準	
管理者(第57条、第7条準用)	従うべき基準	
設備(第58条) 第1項第1号(病室に係る部分に限る。) その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
利用定員(第59条)	標準基準	
通所利用者負担額の受領(第60条)	参酌すべき基準	
障害児通所給付費の額に係る通知等(第61条)	参酌すべき基準	
通所給付決定保護者に関する市町村への通知(第62条)	参酌すべき基準	
運営規定(第63条)	参酌すべき基準	
準用(第64条)	準用する各規定に係る基準	

【放課後等デイサービス】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令15号)	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針(第65条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の 基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第66条)	従うべき基準	
管理者(第67条、第7条準用)	従うべき基準	
設備(第68条)	参酌すべき基準	
利用定員(第69条)	標準基準	
通所利用者負担額の受領(第70条)	参酌すべき基準	
準用(第71条)	準用する各規定に係る基準	

【保育所等訪問支援】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令15号)	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針(第72条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」
従業者の員数(第73条)	従うべき基準	
管理者(第74条、第7条)	参酌すべき基準	
設備(第75条)	参酌すべき基準	

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令15号)	条例への 委任方法	本県の考え方
身分を証する書類の携行(第76条)	参酌すべき基準	を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
通所利用者負担額の受領(第77条)	参酌すべき基準	
運営規程(第78条)	参酌すべき基準	
準用(第79条)	準用する各規定に係る基準	

【多機能型事業所に関する特例】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令15号)	条例への 委任方法	本県の考え方
従業者の員数に関する特例(第80条)	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
設備に関する特例(第81条)	参酌すべき基準	
利用定員に関する特例(第82条)	標準基準	

【附則】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令15号)	条例への 委任方法	本県の考え方
附則第2条(置くべき従業者及びその員数にかかる部分に限る)及び附則第3条 その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

【児童福祉法の一部改正により条例委任を受けて追加する事項】

改正後児童福祉法	厚生労働省通知（障発0330第16号 平成24年3月30日）に示された基準	本県の考え方
<p>児童発達支援及び放課後デイサービスの基準該当通所支援事業所の要件</p> <p>都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所</p>	<p>① 指定通所基準第5条第1項第1号(放課後等デイサービスについては同第66条第1項第1号)の基準を満たし、児童発達支援管理責任者を配置し、個別支援計画を作成していること。</p> <p>② 指定生活介護事業所が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して基準該当児童発達支援を提供する場合であって、指定生活介護事業所の従業員の員数が、基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該生活介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>また、障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p> <p>③ 介護保険法による指定通所介護事業所が②と同様の理由により、障害児に対して指定通所介護を提供する場合であって、指定通所介護事業所の従業員の員数が、基準該当児童発達支援を受ける障害児の数を含めて当該指定通所介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。</p> <p>また、障害児入所施設その他関係施設から、指定生活介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。</p>	<p>本県の考え方</p> <p>本県の実情に、国の通知に示された基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから、通知で示された基準を本県の基準としたい。</p>

1 1 骨子案（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する条例（仮称））

【福祉型障害児入所施設】

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令16号）	条例への委任方法	本県の考え方
一般原則（第3条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数（第4条）	従うべき基準	
設備（第5条） 第1項（居室に係る部分に限る。）並びに第3項第2号（面積に係る部分に限る。）及び第3号（面積に係る部分に限る。） その他の規定	従うべき基準	
内容及び手続きの説明及び同意（第6条）	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第7条）	従うべき基準	
あっせん、調整及び要請に対する協力（第8条）	参酌すべき基準	
サービス提供困難時の対応（第9条）	参酌すべき基準	
受給資格の確認（第10条）	参酌すべき基準	
障害児入所給付費の支給の申請に係る援助（第11条）	参酌すべき基準	
心身の状況等の把握（第12条）	参酌すべき基準	
居住地の変更が見込まれる者への対応（第13条）	参酌すべき基準	
入退所の記録の記載等（第14条）	参酌すべき基準	
サービス提供の記録（第15条）	参酌すべき基準	
指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（第16条）	参酌すべき基準	
入所利用者負担額の受領（第17条）	参酌すべき基準	
入所利用者負担額に係る管理（第18条）	参酌すべき基準	
障害児入所給付費等の額に係る通知等（第19条）	参酌すべき基準	
指定入所支援の取扱方針（第20条）	参酌すべき基準	
入所支援計画の作成等（第21条）	参酌すべき基準	
児童発達支援管理責任者の責務（第22条）	参酌すべき基準	
検討等（第23条）	参酌すべき基準	
相談及び援助（第24条）	参酌すべき基準	
指導、訓練等（第25条） 第1項から第3項まで 第4項及び第5項	参酌すべき基準 従うべき基準	
食事（第26条）	参酌すべき基準	

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令16号)	条例への委任方法	本県の考え方
社会生活上の便宜の供与等(第27条)	参酌すべき基準	
健康管理(第28条)	参酌すべき基準	
緊急時等の対応(第29条)	参酌すべき基準	
障害児の入院期間中の取扱い(第30条)	従うべき基準	
給付金として支払を受けた金銭の管理(第31条)	参酌すべき基準	
入所給付決定保護者に関する都道府県への通知(第32条)	参酌すべき基準	
管理者による管理等(第33条)		
第1項	従うべき基準	
第2項及び第3項	参酌すべき基準	
運営規程(第34条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第35条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第36条)	参酌すべき基準	
非常災害対策(第37条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第38条)	参酌すべき基準	
協力医療機関等(第39条)	参酌すべき基準	
掲示(第40条)	参酌すべき基準	
身体拘束等の禁止(第41条)	従うべき基準	
虐待等の禁止(第42条)	従うべき基準	
懲戒に係る権限の濫用禁止(第43条)	従うべき基準	
秘密保持等(第44条)	従うべき基準	
情報の提供等(第45条)	参酌すべき基準	
利益供与等の禁止(第46条)	参酌すべき基準	
苦情解決(第47条)	参酌すべき基準	
地域との連携等(第48条)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応(第49条)	従うべき基準	
会計の区分(第50条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第51条)	参酌すべき基準	

【医療型障害児入所施設】

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令16号)	条例への委任方法	本県の考え方
従業者の員数(第52条)	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
設備(第53条) 第1項第1号(病室に係る部分に限る。) その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
入所利用者負担額の受領(第54条)	参酌すべき基準	
障害児入所給付費の額に係る通知等(第55条)	参酌すべき基準	
協力歯科医療機関(第56条)	参酌すべき基準	
準用(第57条)	準用する各規定に係る基準	

【附則】

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令16号)	条例への委任方法	本県の考え方
附則第2条(面積に係る部分に限る)及び附則第3条(面積に係る部分に限る) その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

12 骨子案（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する条例（仮称））

【居宅介護】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令171号）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第4条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。を努力義務として規定したい。
従業者の員数（第5条）	従うべき基準	
管理者（第6条）	従うべき基準	
設備及び備品等（第8条第1項）	参酌すべき基準	
内容及び手続きの説明及び同意（第9条）	従うべき基準	
契約支給量の報告等（第10条）	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第11条）	従うべき基準	
連絡調整に対する協力（第12条）	参酌すべき基準	
サービス提供困難時の対応（第13条）	参酌すべき基準	
受給資格の確認（第14条）	参酌すべき基準	
介護給付費の支給の申請に係る援助（第15条）	参酌すべき基準	
心身の状況等の把握（第16条）	参酌すべき基準	
指定障害福祉サービス事業者等との連携等（第17条）	参酌すべき基準	
身分を証する書類の携行（第18条）	参酌すべき基準	
サービス提供の記録（第19条）	参酌すべき基準	
指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等（第20条）	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領（第21条）	参酌すべき基準	
利用者負担額に係る管理（第22条）	参酌すべき基準	
介護給付費の額に係る通知等（第23条）	参酌すべき基準	
指定居宅介護の基本取扱方針（第24条）	参酌すべき基準	
指定居宅介護の具体的取扱方針（第25条）	参酌すべき基準	
居宅介護計画の作成（第26条）	参酌すべき基準	
同居家族に対するサービス提供の禁止（第27条）	従うべき基準	
緊急時等の対応（第28条）	参酌すべき基準	
支給決定障害者等に関する市町村への通知（第29条）	参酌すべき基準	
管理者及びサービス提供責任者の責務（第30条）	参酌すべき基準	
運営規程（第31条）	参酌すべき基準	
介護等の総合的な提供（第32条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第33条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第34条）	参酌すべき基準	
掲示（第35条）	参酌すべき基準	

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
秘密保持等(第36条)	従うべき基準	
情報の提供等(第37条)	参酌すべき基準	
利益供与等の禁止(第38条)	参酌すべき基準	
苦情解決(第39条)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応(第40条)	従うべき基準	
会計の区分(第41条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第42条)	参酌すべき基準	
基準該当居宅介護 従業者の員数(第44条)	従うべき基準	
管理者(第45条)	従うべき基準	
設備及び備品等(第46条)	参酌すべき基準	
同居家族に対するサービス提供の制限(第47条)	従うべき基準	
運営に関する基準(第48条第1項) 指定居宅介護に係る基準のうち、第4条第1項及び 第9条から第43条(第21条第1項、第22条、第23 条第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。) を準用	準用する各規定 にかかる基準	

【重度訪問介護・同行援護・行動援護】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第4条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第7条、第5条準用)	従うべき基準	
管理者(第7条、第6条準用)	従うべき基準	
設備及び備品等(第8条第2項)	参酌すべき基準	
運営に関する基準 第9条から第42条(同行援護及び行動援護については第32条を除く。)までの規定を準用する。	準用する各規定 にかかる基準	
基準該当重度訪問、同行援護、行動援護 従業員の員数(第48条第2項、第44条準用)	従うべき基準	
管理者(第48条第2項、第45条準用)	従うべき基準	
設備及び備品等(第48条第2項、第46条)	参酌すべき基準	
運営に関する基準 指定重度訪問介護、同行援護及び行動援護にかかる基準のうち、第4条第2項から4項及び第9条から第43条(第21条第1項、第22条、第23条	準用する各規定 にかかる基準	

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への 委任方法	本県の考え方
第1項、第27条、第32条及び第43条を除く。)の規定を準用する。		

【療養介護】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針(第49条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第50条)	従うべき基準	
管理者(第51条)	従うべき基準	
設備(第52条)第1項(病室に係る部分に限る) その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
契約支給量の報告等(第53条)	参酌すべき基準	
サービス提供の記録(第53条の2)	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領(第54条)	参酌すべき基準	
利用者負担額に係る管理(第55条)	参酌すべき基準	
介護給付費の額に係る通知等(第56条)	参酌すべき基準	
指定療養介護の取扱方針(第57条)	参酌すべき基準	
療養介護計画の作成等(第58条)	参酌すべき基準	
サービス管理責任者の責務(第59条)	参酌すべき基準	
相談及び援助(第60条)	参酌すべき基準	
機能訓練(第61条)	参酌すべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護(第62条) 第1項から第4項 第5項	参酌すべき基準 従うべき基準	
その他のサービスの提供(第63条)	参酌すべき基準	
緊急時等の対応(第64条)	参酌すべき基準	
支給決定障害者に関する市町村への通知(第65条)	参酌すべき基準	
管理者の責務(第66条)	参酌すべき基準	
運営規程(第67条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第68条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第69条)	参酌すべき基準	
非常災害対策(第70条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第71条)	参酌すべき基準	
掲示(第72条)	参酌すべき基準	
身体拘束等の禁止(第73条)	従うべき基準	

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
地域との連携等(第74条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第75条)	参酌すべき基準	
準用(第76条) 第9条、第11条、第12条、第14条から第17条まで、第20条、第36条、第37条第1項及び第38条から第40条までの規定を指定療養介護の事業について準用する。	準用する各規定にかかるとする基準	

【生活介護】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第77条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第78条)	従うべき基準	
従たる事務所を設置する場合における特例(第79条) 第1項 第2項	参酌すべき基準 従うべき基準	
管理者(第80条、第51条準用)	従うべき基準	
設備(第81条)	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領(第82条)	参酌すべき基準	
介護(第83条) 第1項から第4項 第5項、第6項	参酌すべき基準 従うべき基準	
生産活動(第84条)	参酌すべき基準	
工賃の支払(第85条)	従うべき基準	
食事(第86条)	参酌すべき基準	
健康管理(第87条)	参酌すべき基準	
支給決定障害者に関する市町村への通知(第88条)	参酌すべき基準	
運営規程(第89条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第90条)	参酌すべき基準	
協力医療機関(第91条)	参酌すべき基準	
掲示(第92条)	参酌すべき基準	
準用(第93条) 第9条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで及び第73条から第75条までの規定は、指	準用する各規定にかかるとする基準	

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
定生活介護の事業について準用する。		
基準該当生活介護 基準該当生活介護の基準(第94条) 第1号、第2号及び第4号 第3号	参酌すべき基準 従うべき基準	
指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例 (第94条の2) 第1号、第3号及び第5号 第2号 第4号	参酌すべき基準 標準基準 従うべき基準	
利用者負担額等の受領(第95条、第82条第2項から第6項準用)	参酌すべき基準	

【短期入所】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第114条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第115条)	従うべき基準	
管理者(第116条、第6条準用)	従うべき基準	
設備及び備品等(第117条) 第4項(居室部分に限る。)及び第5項第1号ハ その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
指定短期入所の開始及び終了(第118条)	参酌すべき基準	
入退所の記録の記載等(第119条)	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領(第120条)	参酌すべき基準	
指定短期入所の取扱方針(第121条)	参酌すべき基準	
サービスの提供(第122条)	参酌すべき基準	
運営規程(第123条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第124条)	参酌すべき基準	
準用(第125条)	準用する各規定にかか る基準	
指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例 (第125条の2)第1項第2号 第3号 準用(第125条の3)	標準基準 従うべき基準 準用する各規定にかか る基準	

【重度障害者包括支援】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第126条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第127条)	従うべき基準	
管理者(第128条、第6条準用)	従うべき基準	
設備及び備品等(第129条、第8条第1項)	参酌すべき基準	
実施主体(第130条)	参酌すべき基準	
事業所の体制(第131条)	参酌すべき基準	
障害福祉サービスの提供に係る基準(第132条) 第1項及び第3項 第2項	参酌すべき基準 従うべき基準	
指定重度障害者等包括支援の取扱方針(第133条)	参酌すべき基準	
サービス利用計画の作成(第134条)	参酌すべき基準	
運営規程(第135条)	参酌すべき基準	
準用(第136条)	準用する各規定にかかる基準	

【共同生活介護】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第137条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第138条)	従うべき基準	
管理者(第139条)	従うべき基準	
設備(第140条) 第4項及び第6項 第5項(居室に係る部分に限る)及び第7項 その他の規定	標準基準 従うべき基準 参酌すべき基準	
入退居(第141条)	参酌すべき基準	
入退居の記録の記載等(第142条)	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領(第143条)	参酌すべき基準	
利用者負担額に係る管理(第144条)	参酌すべき基準	
指定共同生活介護の取扱方針(第145条)	参酌すべき基準	
サービス管理責任者の責務(第146条)	参酌すべき基準	
介護及び家事等(第147条) 第1項及び第2項 第3項	参酌すべき基準 従うべき基準	
社会生活上の便宜の供与等(第148条)	参酌すべき基準	

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
運営規程(第149条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第150条)	参酌すべき基準	
支援体制の確保(第151条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第152条)	参酌すべき基準	
協力医療機関等(第153条)	参酌すべき基準	
準用(第154条)	準用する各規定にかかるとする基準	

【自立訓練(機能訓練)】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第155条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第156条)	従うべき基準	
管理者に係る準用(第157条、第51条及び第79条準用)	準用する各規定の基準	
設備(第158条、第81条準用)	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領(第159条)	参酌すべき基準	
訓練(第160条) 第3項第4項 その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
地域生活への移行のための支援(第161条)	参酌すべき基準	
準用(第162条)	準用する各規定にかかるとする基準	
基準該当自立訓練(機能訓練) 基準該当自立訓練(機能訓練)の基準(第163条) 第1号、第2号及び第4号 第3号	参酌すべき基準 従うべき基準	
利用者負担額等の受領(第164条、第159条第2項から第6項準用)	参酌すべき基準	

【自立訓練(生活訓練)】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第165条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と
従業者の員数(第166条)	従うべき基準	

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への 委任方法	本県の考え方
管理者に係る準用(第167条、第51条及び第79条準用)	準用する各規定に係る基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
設備(第168条) 第3項本文(居室に係る部分)及び第1号口 その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
サービスの提供の記録(第169条の2)	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領(第170条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第170条の2)	参酌すべき基準	
準用(第171条)	準用する各規定にかかる基準	
基準該当自立訓練(生活訓練) 基準該当自立訓練(生活訓練)の基準(第172条) 第1号、第2号及び第4号 第3号	参酌すべき基準 従うべき基準	
利用者負担額等の受領(第173条、第159条第2項から第6項)	参酌すべき基準	

【就労移行支援】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針(第174条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第175条)	従うべき基準	
認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数(第176条)	従うべき基準	
管理者に係る準用(第177条、第51条及び第79条)	準用する各規定にかかる基準	
認定指定就労移行支援事業所の設備(第178条)	参酌すべき基準	
設備(第179条、第81条準用)	参酌すべき基準	
実習の実施(第180条)	参酌すべき基準	
求職活動の支援等の実施(第181条)	参酌すべき基準	
職場への定着のための支援等の実施(第182条)	参酌すべき基準	
就職状況の報告(第183条)	参酌すべき基準	
準用(第184条)	準用する各規定にかかる基準	

【就労継続支援A型】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第185条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第186条)	従うべき基準	
管理者に係る準用(第187条、第51条及び第79条)	準用する各規定にかかる基準	
設備(第188条、第81条)	参酌すべき基準	
実施主体(第189条)	従うべき基準	
雇用契約の締結等(第190条)	従うべき基準	
就労(第191条)	参酌すべき基準	
賃金及び工賃(第192条)	従うべき基準	
実習の実施(第193条)	参酌すべき基準	
求職活動の支援等の実施(第194条)	参酌すべき基準	
職場への定着のための支援の実施(第195条)	参酌すべき基準	
利用者及び従業者以外の者の雇用(第196条)	参酌すべき基準	
準用(第197条)	準用する各規定にかかる基準	

【就労継続支援B型】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第198条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数及び管理者に係る準用(第199条、第51条、第79条及び第186条)	準用する各規定にかかる基準	
設備(第200条、第188条)	参酌すべき基準	
工賃の支払等(第201条)	従うべき基準	
準用(第202条)	準用する各規定にかかる基準	
基準該当就労継続支援B型 実施主体等(第203条)		
第1項及び第2項	従うべき基準	
第3項	参酌すべき基準	
運営規程(第204条)	参酌すべき基準	
工賃の支払(第205条)	従うべき基準	
準用(第206条)	準用する各規定にかかる基準	

【共同生活援助】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第207条)	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第208条)	従うべき基準	
管理者(第209条、第139条準用)	従うべき基準	
設備に係る準用(第210条、第140条)	準用する各規定にかかる基準	
家事等(第211条) 第1項 第2項	参酌すべき基準 従うべき基準	
勤務体制の確保等(第212条)	参酌すべき基準	
準用(第213条)	準用する各規定にかかる基準	

【多機能型に関する特例】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
利用定員に関する特例(第214条)	標準基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数等に関する特例(第215条)	従うべき基準	
設備の特例(第216条)	参酌すべき基準	

【一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
従業者の員数等に関する特例(第217条)	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
設備及び定員の遵守に関する特例(第218条)	従うべき基準	

【離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準(第219条)	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数(第220条)	参酌すべき基準	
管理者(第221条)	参酌すべき基準	
利用定員(第222条)	標準基準	
準用(第223条)	参酌すべき基準	

【附則】

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令171号)	条例への委任方法	本県の考え方
施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例(居室及び入居定員に係る部分に限る)(附則第18条) その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

13 骨子案（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する条例（仮称））

【指定障害者支援施設】

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令172号）	条例への委任方法	本県の考え方
一般原則（第3条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
従業者の員数（第4条）	従うべき基準	
複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数（第5条）	従うべき基準	
従たる事業所を設置する場合における特例（第5条の2）	従うべき基準	
設備（第6条）第1項（居室に係る部分に限る。）及び第2項第2号ハ その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
内容及び手続きの説明及び同意（第7条）	従うべき基準	
契約支給量の報告等（第8条）	参酌すべき基準	
提供拒否の禁止（第9条）	従うべき基準	
連絡調整に対する協力（第10条）	参酌すべき基準	
サービス提供困難時の対応（第11条）	参酌すべき基準	
受給資格の確認（第12条）	参酌すべき基準	
介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助（第13条）	参酌すべき基準	
心身の状況等の把握（第14条）	参酌すべき基準	
指定障害福祉サービス事業者等との連携等（第15条）	参酌すべき基準	
身分を証する書類の携行（第16条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第17条）	参酌すべき基準	
指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（第18条）	参酌すべき基準	
利用者負担額等の受領（第19条）	参酌すべき基準	
利用者負担額に係る管理（第20条）	参酌すべき基準	
介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等（第21条）	参酌すべき基準	
施設障害福祉サービスの取扱方針（第22条）	参酌すべき基準	
施設障害福祉サービス計画の作成等（第23条）	参酌すべき基準	
サービス管理責任者の責務（第24条）	従うべき基準	
相談等（第25条）	参酌すべき基準	
介護（第26条）		

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の 人員、設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令172号)	条例への 委任方法	本県の考え方
第6項及び第7項 その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
訓練(第27条) 第1項及び第2項 第3項及び第4項	参酌すべき基準 従うべき基準	
生産活動(第28条)	参酌すべき基準	
工賃の支払(第29条)	従うべき基準	
実習の実施(第30条)	参酌すべき基準	
求職活動の支援等の実施(第31条)	参酌すべき基準	
職場への定着のための支援の実施(第32条)	参酌すべき基準	
就職状況の報告(第33条)	参酌すべき基準	
食事(第34条)	参酌すべき基準	
社会生活上の便宜の供与等(第35条)	参酌すべき基準	
健康管理(第36条)	参酌すべき基準	
緊急時等の対応(第37条)	参酌すべき基準	
施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い(第38条)	従うべき基準	
給付金として支払を受けた金銭の管理(第38条の2)	参酌すべき基準	
支給決定障害者に関する市町村への通知(第39条)	参酌すべき基準	
管理者による管理等(第40条)第1項 その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
運営規程(第41条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第42条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第43条)	参酌すべき基準	
非常災害対策(第44条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第45条)	参酌すべき基準	
協力医療機関等(第46条)	参酌すべき基準	
掲示(第47条)	参酌すべき基準	
身体拘束等の禁止(第48条)	従うべき基準	
秘密保持等(第49条)	従うべき基準	
情報の提供等(第50条)	参酌すべき基準	
利益供与等の禁止(第51条)	参酌すべき基準	
苦情解決(第52条)	参酌すべき基準	
地域との連携等(第53条)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応(第54条)	従うべき基準	
会計の区分(第55条)	参酌すべき基準	
記録の整備(第56条)	参酌すべき基準	
附則(附則第1条から第19条)	参酌すべき基準	

1 4 骨子案（地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例（仮称））

【地域活動支援センター】

障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令175号）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第2条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
運営規程（第3条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第4条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第5条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第6条）	参酌すべき基準	
規模（第7条）	標準基準	
設備の基準（第8条）	参酌すべき基準	
職員の配置の基準（第9条）	従うべき基準	
従たる事業所を設置する場合における特例（第9条の2第2項）	従うべき基準	
その他の規定	参酌すべき基準	
利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（第10条）	参酌すべき基準	
生産活動（第11条）	参酌すべき基準	
工賃の支払（第12条）	従うべき基準	
定員の遵守（第13条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第14条）	参酌すべき基準	
秘密保持等（第15条）	従うべき基準	
苦情解決（第16条）	参酌すべき基準	
事故発生時の対応（第17条）	従うべき基準	

15 骨子案（福祉ホームの設備及び運営に関する条例（仮称））

【福祉ホーム】

障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令176号）	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針（第2条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
構造設備（第3条）	参酌すべき基準	
運営規程（第4条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第5条）	参酌すべき基準	
サービスの提供の記録（第6条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第7条）	参酌すべき基準	
規模（第8条）	標準基準	
設備の基準（第9条） 第1項（居室の部分に限る。）及び第2項第1号口 その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
職員の配置の基準（第10条）	従うべき基準	
利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 （第11条）	参酌すべき基準	
定員の遵守（第12条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第13条）	参酌すべき基準	
秘密保持等（第14条）	従うべき基準	
苦情解決（第15条）	参酌すべき基準	
事故発生時の対応（第16条）	従うべき基準	
附則（附則第2条） その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	

16 骨子案（障害者支援施設の設備及び運営に関する条例（仮称））

【障害者支援施設】

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令177号）	条例への 委任方法	本県の考え方
一般原則（第3条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
構造設備（第4条）	参酌すべき基準	
施設長の資格要件（第5条）	従うべき基準	
運営規程（第6条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第7条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第8条）	参酌すべき基準	
規模（第9条）	標準基準	
設備の基準（第10条） 第1項（居室に係る部分に限る。）及び第2項第2号ハ その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
職員の配置の基準（第11条） 第1項第2号ロ及び第6号ロ その他の規定	標準基準 従うべき基準	
複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数（第12条）	従うべき基準	
従たる事業所を設置する場合における特例（第12条の2） 第1項 第2項 第3項	参酌すべき基準 標準基準 従うべき基準	
サービス提供困難時の対応（第13条）	参酌すべき基準	
心身の状況等の把握（第14条）	参酌すべき基準	
障害福祉サービス事業者等との連携等（第15条）	参酌すべき基準	
障害者支援施設等が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（第16条）	参酌すべき基準	
施設障害福祉サービスの取扱方針（第17条）	参酌すべき基準	
施設障害福祉サービス計画の作成等（第18条）	参酌すべき基準	
サービス管理責任者の責務（第19条）	参酌すべき基準	
相談等（第20条）	参酌すべき基準	
介護（第21条） 第6項及び第7項 その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
訓練（第22条）		

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令177号)	条例への 委任方法	本県の考え方
第1項及び第2項 第3項及び第4項	参酌すべき基準 従うべき基準	
生産活動(第23条)	参酌すべき基準	
工賃の支払(第24条)	従うべき基準	
実習の実施(第25条)	参酌すべき基準	
求職活動の支援等の実施(第26条)	参酌すべき基準	
職場への定着のための支援の実施(第27条)	参酌すべき基準	
就職状況の報告(第28条)	参酌すべき基準	
食事(第29条)	参酌すべき基準	
社会生活上の便宜の供与等(第30条)	参酌すべき基準	
健康管理(第31条)	参酌すべき基準	
緊急時等の対応(第32条)	参酌すべき基準	
施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い(第33条)	従うべき基準	
給付金として支払を受けた金銭の管理(第33条の2)	参酌すべき基準	
施設長の責務(第34条)	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等(第35条)	参酌すべき基準	
定員の遵守(第36条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第37条)	参酌すべき基準	
協力医療機関等(第38条)	参酌すべき基準	
身体拘束等の禁止(第39条)	従うべき基準	
秘密保持等(第40条)	従うべき基準	
苦情解決(第41条)	参酌すべき基準	
地域との連携等(第42条)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応(第43条)	従うべき基準	

【附則】

障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令177号)	条例への 委任方法	本県の考え方
附則規定	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

17 骨子案（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する条例（仮称））

【療養介護】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令174号）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第4条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
構造設備（第5条）	参酌すべき基準	
管理者の資格要件（第6条）	従うべき基準	
運営規程（第7条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第8条）	参酌すべき基準	
記録の整備（第9条）	参酌すべき基準	
規模（第10条）	標準基準	
設備の基準（第11条） 第1項（病室に係る部分に限る。） その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
職員の配置の基準（第12条） 第3項 その他の規定	標準基準 従うべき基準	
心身の状況等の把握（第13条）	参酌すべき基準	
障害福祉サービス事業者等との連携等（第14条）	参酌すべき基準	
療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等（第15条）	参酌すべき基準	
療養介護の取扱方針（第16条）	参酌すべき基準	
療養介護計画の作成等（第17条）	参酌すべき基準	
サービス管理責任者の責務（第18条）	参酌すべき基準	
相談及び援助（第19条）	参酌すべき基準	
機能訓練（第20条）	参酌すべき基準	
看護及び医学的管理の下における介護（第21条） 第1項から第4項 第5項	参酌すべき基準 従うべき基準	
その他のサービスの提供（第22条）	参酌すべき基準	
緊急時等の対応（第23条）	参酌すべき基準	
管理者の責務（第24条）	参酌すべき基準	
勤務体制の確保等（第25条）	参酌すべき基準	
定員の遵守（第26条）	参酌すべき基準	
衛生管理等（第27条）	参酌すべき基準	
身体拘束等の禁止（第28条）	従うべき基準	
秘密保持等（第29条）	従うべき基準	
苦情解決（第30条）	参酌すべき基準	

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令174号)	条例への委任方法	本県の考え方
地域との連携等(第31条)	参酌すべき基準	
事故発生時の対応(第32条)	従うべき基準	

【生活介護】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令174号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第33条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
構造設備(第34条)	参酌すべき基準	
管理者の資格要件(第35条)	従うべき基準	
運営規程(第36条)	参酌すべき基準	
規模(第37条)	標準基準	
設備の基準(第38条)	参酌すべき基準	
職員の配置の基準(第39条) 第3項 その他の規定	標準基準 従うべき基準	
従たる事業所を設置する場合における特例(第40条) 第1項 第2項 第3項	参酌すべき基準 標準基準 従うべき基準	
サービス提供困難時の対応(第41条)	参酌すべき基準	
介護(第42条) 第1項から第4項 第5項及び第6項	参酌すべき基準 従うべき基準	
生産活動(第43条)	参酌すべき基準	
工賃の支払(第44条)	従うべき基準	
食事(第45条)	参酌すべき基準	
健康管理(第46条)	参酌すべき基準	
緊急時等の対応(第47条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第48条)	参酌すべき基準	
協力医療機関(第49条)	参酌すべき基準	
準用(第50条)	準用する各規定にかかるとする基準	

【自立訓練（機能訓練）】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令174号）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第51条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
職員の配置の基準（第52条）	従うべき基準	
訓練（第53条） 第1項及び第2項 第3項及び第4項	参酌すべき基準 従うべき基準	
地域生活への移行のための支援（第54条）	参酌すべき基準	
準用（第55条）	準用する各規定にかかる基準	

【自立訓練（生活訓練）】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令174号）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針（第56条）	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
規模（第57条）	標準基準	
設備の基準（第58条） 第3項本文（居室に係る部分。）及び第1号口 その他の規定	従うべき基準 参酌すべき基準	
職員の配置の基準（第59条）	従うべき基準	
準用（第61条）	準用する各規定にかかる基準	

【就労移行支援】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令174号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第62条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
認定指定就労移行支援事業所の設備(第63条)	参酌すべき基準	
職員の配置の基準(第64条)	従うべき基準	
認定指定就労移行支援事業所の職員の員数(第65条)	従うべき基準	
実習の実施(第66条)	参酌すべき基準	
求職活動の支援等の実施(第67条)	参酌すべき基準	
職場への定着のための支援の実施(第68条)	参酌すべき基準	
就職状況の報告(第69条)	参酌すべき基準	
準用(第70条)	準用する各規定にかかるとする基準	

【就労継続支援A型】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令174号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第71条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
管理者の資格要件(第72条)	従うべき基準	
規模(第73条)	標準基準	
設備の基準(第74条)	参酌すべき基準	
職員の配置の基準(第75条)	従うべき基準	
従たる事業所を設置する場合における特例(第76条)	参酌すべき基準 標準基準 従うべき基準	
第1項		
第2項		
第3項	従うべき基準	
実施主体(第77条)	従うべき基準	
雇用契約の締結等(第78条)	従うべき基準	
就労(第79条)	参酌すべき基準	
賃金及び工賃(第80条)	従うべき基準	
実習の実施(第81条)	参酌すべき基準	
求職活動の支援等の実施(第82条)	参酌すべき基準	
職場への定着のための支援の実施(第83条)	参酌すべき基準	
利用者及び職員以外の者の雇用(第84条)	参酌すべき基準	
準用(第85条)	準用する各規定にかかるとする基準	

【就労継続支援B型】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令174号)	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第86条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「人権尊重・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
工賃の支払等(第87条)	従うべき基準	
準用(第88条)	準用する各規定にかかる基準	

【多機能型に関する特例】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令174号)	条例への委任方法	本県の考え方
規模に関する特例(第89条)	標準基準	その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
職員の員数等の特例(第90条)	従うべき基準	
設備の特例(第91条)	参酌すべき基準	

【附則】

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令174号)	条例への委任方法	本県の考え方
附則(附則第1条から第8条)	参酌すべき基準	その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。

18 骨子案（医療法の施行に関する人員及び施設等の一部に関する基準等を定める
条例（仮称））

【総則】

医療法の施行に関する人員及び施設等の一部に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
既存病床数の補正(第2条の2) (介護老人保健施設の算定)	従うべき基準	社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」、「人権擁護・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については、本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性がないことから、現在の省令の基準を用いて本県の基準としたい。
病院及び診療所の専属薬剤師の配置(第6条の6)	従うべき基準	
病院の従業者及びその員数(第19条第2項) (薬剤師、看護師及び准看護師、看護補助者及び栄養士)	従うべき基準	
病院の従業者及びその員数(第19条第3項) (診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、事務員その他の従業者)	参酌すべき基準	
病院の施設及びその構造設備(第21条第1号～4号) (消毒施設及び洗濯施設、談話室、食堂、浴室)	参酌すべき基準	
療養病床を有する診療所の従業者及びその員数 (第21条の2第2項) (看護師及び准看護師、看護補助者)	従うべき基準	
療養病床を有する診療所の従業者及びその員数 (第21条の2第3項) (事務員その他の従業者)	参酌すべき基準	
療養病床を有する診療所の施設及びその構造設備 (第21条の4) (談話室、食堂、浴室)	参酌すべき基準	
病院等の病床数を算定する場合の補正の基準(第30条の33) (職域補正の病床等)	従うべき基準	
転換病床を有する病院の従業者数の基準に関する経過措置(附則第52条第5項、第6項) (看護師及び准看護師、看護補助者)	従うべき基準	
療養病床を有する病院の従業者数の基準に関する経過措置(附則第53条) (看護師及び准看護師、看護補助者)	従うべき基準	
療養病床を有する診療所の従業者数の基準に関する経過措置(附則第54条、附則第55条) (看護師及び准看護師、看護補助者)	従うべき基準	

20 骨子案（三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（既存））

【特定道路（県道に限る）】

国の示す基準(省令)		基準の区分	本県の独自基準	考え方	
歩道 (第2章) (第3条)	有効幅員(第4条)	参酌すべき基準	(省令どおり)	【独自基準の場合の考え方】 本県では、現状、国の基準のほか、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の基準もあわせて適用しているため、両基準を満たすもの(統合基準)を本県の基準としたい。	
	舗装(第5条)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
	勾配(第6条)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
	歩道等と車道等の分離(第7条)	車道等との段差は2cmを標準	参酌すべき基準		車道等との段差は2cm以下
	高さ(第8条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	横断歩道に接続する歩道等の部分(第9条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	車両乗入れ部(第10条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	溝ふた	(規定なし)	—		排水溝に所定の形状の溝ふたを設置
立体横断施設 (第3章) (第11条)	エレベーター(第12条)	参酌すべき基準	(省令どおり)	【省令どおりの場合の考え方】 本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて本県の基準としたい。	
	傾斜路(第13条)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
	エスカレーター(第14条)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
	通路(第15条)	有効幅員 2m 以上	参酌すべき基準		有効幅員 2m 以上(地下横断施設にあつては3m 以上)
	階段(第16条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
乗合自動車停留所 (第4章)	高さ(第17条)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
	ベンチ及び上屋(第18条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
路面電車停留所等 (第5章)	乗降場(第19条)	参酌すべき基準	(県内に該当がないため規定を設けない)		
	傾斜路の勾配(第20条)				参酌すべき基準
	歩行者の横断の用に供する軌道の部分(第21条)				参酌すべき基準
自動車駐車場 (第6章)	障害者用駐車施設(第22条)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
	障害者用停車施設(第23条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	出入口(第24条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	通路(第25条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	エレベーター(第26条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	傾斜路(第27条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	階段(第28条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	屋根(第29条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
	便所(第30～32条)		参酌すべき基準		(省令どおり)
案内標識(第33条)		参酌すべき基準	(省令どおり)		
視覚障害者誘導用ブロック(第34条)		参酌すべき基準	(省令どおり)		

国の示す基準(省令)	基準の区分	本県の独自基準	考え方
休憩施設(第 35 条)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
照明施設(第 36 条)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
防雪施設(第 37 条)	参酌すべき基準	(県内に該当がないため規定を設けない)	

【特定公園施設 (県営公園に限る)】

国の示す基準(省令)	基準の区分	本県の独自基準	考え方	
出入口の有効幅員(第一号イ、ロ) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>120cm 以上(やむを得ない場合は 90cm 以上)</td> </tr> </table>	120cm 以上(やむを得ない場合は 90cm 以上)	参酌すべき基準	120cm 以上	【独自基準の場合の考え方】
120cm 以上(やむを得ない場合は 90cm 以上)				
出入口付近の水平面の確保(第一号ハ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
出入口での車いす使用者に支障となる段の非設置、段を設ける場合の傾斜路設置(第一号ニ、ホ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	本県では、現状、国の基準のほか、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の基準もあわせて適用しているため、両基準を満たすもの(統合基準)を本県の基準としたい。	
通路の有効幅員(第二号イ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
通路での車いす使用者に支障となる段の非設置、段を設ける場合の傾斜路設置(第二号ロ、ハ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
通路の縦断勾配(第二号ニ) <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>5%以下(やむを得ない場合は 8%以下)</td> </tr> </table>	5%以下(やむを得ない場合は 8%以下)	参酌すべき基準		4%以下(やむを得ない場合は 8%以下)
5%以下(やむを得ない場合は 8%以下)				
通路の横断勾配(第二号ホ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
路面仕上げ(第二号ヘ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
階段の両側手すり(第三号イ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
階段手すりへの点字貼付(第三号ロ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
回り段の禁止(第三号ハ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
仕上げ、つまづきの原因となる構造の禁止、両側の立ち上げ設置(第三号ニ、ホ、ヘ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
階段への傾斜路の設置(第四号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	【省令どおりの場合の考え方】 本県の実情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて本県の基準としたい。	
傾斜路の有効幅員(第五号イ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
傾斜路の縦断勾配(第五号ロ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
傾斜路の横断勾配の禁止(第五号ハ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
傾斜路面の仕上げ(第五号ニ)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
傾斜路の踊場、両側の手すり、両側の立ち上げの設置(第五号ホ、ヘ、ト)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
転落のおそれのある箇所への転落防止の設備の設置(第六号)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
特定公園施設のそれぞれ1以上への接続(第七号)	参酌すべき基準	(省令どおり)		

国の示す基準(省令)		基準の区分	本県の独自基準	考え方
	歩車道がある場合	(規定なし)	—	(道路の基準を準用)
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	(規定なし)	—	必要に応じて設置
屋根付広場 (第4条)	出入口の有効幅員(第一号イ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	出入口での車いす使用者に支障となる段の非設置、段を設ける場合の傾斜路設置(第一号ロ、ハ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保(第一号ニ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
休憩所及び管理事務所 (第5条)	出入口の有効幅員(第一号イ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	出入口での車いす使用者に支障となる段の非設置、段を設ける場合の傾斜路設置(第一号ロ、ハ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	出入口の戸の有効幅員、構造(第一号ニ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	カウンターの構造(第二号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	車いす使用者の円滑な利用に適した広さの確保(第三号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	便所の構造(第8～10条準用)(第四号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
野外劇場及び野外音楽堂 (第6条)	出入口の構造(第4条第1項第一号準用)(第1項第一号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	通路の有効幅員(第1項第二号イ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	通路での車いす使用者に支障となる段の非設置、段を設ける場合の傾斜路設置(第1項第二号ロ、ハ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	通路の縦断勾配(第1項第二号ニ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	通路の横断勾配(第1項第二号ホ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	路面仕上げ(第1項第二号ヘ)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	転落防止設備の設置(第1項第二号ト)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	車いす観覧スペースの幅・奥行(第2項第一号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	観覧スペースへの車いす使用者に支障となる段の非設置(第2項第二号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
転落防止設備の設置(第2項第三号)	参酌すべき基準	(省令どおり)		
駐車場 (第7条)	車いす使用者用駐車区画の設置数(第1項)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	車いす使用者用駐車区画の幅(第2項第一号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	車いす使用者用駐車区画付近への標示(第2項第二号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
	車いす使用者用駐車区画の位置	(規定なし)	—	接続する園路又は広場に最も近い位置とする

国の示す基準(省令)		基準の区分	本県の独自基準	考え方
	車いす使用者用駐車区画の路面仕上げ	(規定なし)	—	路面は平坦とし、水はけの良い仕上げとする
	車いす使用者用駐車区画への誘導案内標識の設置	(規定なし)	—	駐車場出入口付近に車いす使用者用駐車区画の方向を示した標識を設置
便所 (第8～10条)	一般便所の床仕上げ(第8条第1項第一号)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	一般男子便所の小便器の構造(第8条第1項第二号)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	男子小便器への手すりの設置(第8条第1項第三号)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	多機能便房を有するか、又は高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造の便所の設置(第8条第2項)	(適切な構造であれば必ずしも多機能便房の設置は必須ではない)	参酌すべき基準	1以上は多機能便房の設置が必要
	多機能便房内の設備	(規定なし)	—	便房内には洗浄装置、鏡、洗面器、水栓器具、非常通報装置、施錠装置、ペーパーホルダーを設置
	多機能便房を有する便所の出入口の有効幅員(第9条第1項第一号イ)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	多機能便房を有する便所の出入口での車いす使用者に支障となる段の非設置、段を設ける場合の傾斜路設置(第9条第1項第一号ロ、ハ)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	多機能便房を有する便所の出入口への標識の設置(第9条第1項第一号ニ)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	多機能便房を有する便所の出入口の戸の有効幅員及び構造(第9条第1項第一号ホ)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	多機能便房の出入口での車いす使用者に支障となる段の非設置(第9条第2項第一号)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	多機能便房出入口への標識の設置(第9条第2項第二号)		参酌すべき基準	(省令どおり)
	多機能便房への腰掛便座・手すりの設置(第9条第2項第三号)		参酌すべき基準	(省令どおり)
多機能便房への水栓器具の設置(第9条第2項第四号)		参酌すべき基準	(省令どおり)	

国の示す基準(省令)	基準の区分	本県の独自基準	考え方
多機能便房の出入口の有効幅員、戸の構造及び適した広さの準用規定(第9条第3項)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
第8条第2項第二号の便所への準用規定(第10条)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
洗面器の設置	(規定なし)	—	便所内に所定の構造による洗面器を設置
水飲場及び手洗場(第11条)	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造(第1項)	参酌すべき基準	(省令どおり)
ベンチ及び野外卓への準用	(規定なし)	—	ベンチ及び野外卓にも準用
掲示板及び標識(第12～13条)	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造(第12条第1項第一号)	参酌すべき基準	(省令どおり)
掲示内容の容易な識別(第12条第1項第二号)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
特定公園施設の配置を表示した標識の位置(第13条)	参酌すべき基準	(省令どおり)	
視覚障害者の円滑な利用のための構造	(規定なし)	—	原則として点字、文字等の浮き彫り、音による案内等
案内板を設ける場合の記載事項	(規定なし)	—	多機能便房、車いす使用者用駐車区画の位置を表示
各種表現	(規定なし)	—	必要に応じてローマ字、絵による表示

2.1 骨子案（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称））

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 （厚生労働省令）	条例への 委任方法	本県の考え方
基本方針（第2条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
最低基準と婦人保護施設（第3条）	参酌すべき基準	
構造設備の一般原則（第4条）	参酌すべき基準	
非常災害対策（第5条） ・ 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。 ・ 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。	参酌すべき基準	東日本大震災の教訓をふまえ、非常災害発生時の安全確保のための組織体制や行動手順を定めた防災マニュアル策定を上乗せしたい。
苦情への対応（第6条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
帳簿の整備（第7条）	参酌すべき基準	
職員（第8条） ・ 婦人保護施設には、施設長、入所者を指導する職員、調理員並びに施設のその他の業務を行うために必要な職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。 ・ 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りではない	参酌すべき基準	利用者の人権擁護、虐待防止等の徹底を図る必要があるため、職員研修の実施に努めることを新たに規定したい。
施設長の資格要件（第9条）	参酌すべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準 (厚生労働省令)	条例への 委任方法	本県の考え方
設備の基準 (第 10 条)	従うべき基準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
居室の入所人員 (第 11 条)	従うべき基準	
自立の支援等 (第 12 条)	従うべき基準	
給食 (第 13 条)	参酌すべき基準	
保健衛生 (第 14 条)	従うべき基準	
給付金として支払を受けた金銭の管理 (第 14 条の 2)	参酌すべき基準	
関係機関との連携 (第 15 条)	参酌すべき基準	

2 2 骨子案（授産施設の設備及び運営に関する条例（仮称））

【授産施設】

省令等の設備及び運営に関する規定	条例への委任方法	本県の考え方
<p>省令による規定はなし。</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について（平成23年12月28日付け社援発1228第1号厚生労働省社会・援護局長通知）」により、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の総則、授産施設に関する規定を参考に条例制定をされたい旨通知されている。</p>	<p>—</p>	<p>本県の実情に、全国の状況と異なる事情、特性はないことから、「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の総則、授産施設に関する基準を用いて、本県の基準としたい。その際、総則には、他の社会福祉施設と同様、「人権擁護・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。</p>

2 3 骨子案（保護施設の設備及び運営に関する条例（仮称））

【総則】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
基本方針(第2条)	参酌すべき基準	他の社会福祉施設と同様、「非常災害対策の具体的計画の作成」、「人権擁護・虐待防止研修等」を努力義務として規定したい。 その他については本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特殊性はないことから本県の基準としたい。
構造設備の一般原則(第3条)	参酌すべき基準	
設備の専用(第4条)	参酌すべき基準	
職員の資格要件(第5条)	従うべき基準	
職員の専従(第6条)	従うべき基準	
苦情への対応(第6条の2)	参酌すべき基準	
非常災害対策(第7条)	参酌すべき基準	
帳簿の整備(第8条)	参酌すべき基準	

【救護施設】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
規模(第9条第1項、第2項)	標準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
規模(第9条第3項)	参酌すべき基準	
設備の基準(第10条第3項第1号、第5項第1号口)	従うべき基準	
設備の基準(第10条のうち第3項第1号及び第5項第1号口以外)	参酌すべき基準	
サテライト型施設の設備の基準(第10条の2)	従うべき基準	
準用項目 第10条第3項第1号、第5項第1号口		
準用項目 第10条のうち第3項第1号及び第5項第1号口以外	参酌すべき基準	
職員の配置の基準(第11条)	従うべき基準	
居室の入所人員(第12条)	参酌すべき基準	
給食(第13条)	参酌すべき基準	
健康管理(第14条)	参酌すべき基準	
衛生管理等(第15条)	参酌すべき基準	
生活指導等(第16条)	参酌すべき基準	
給付金として支払を受けた金銭の管理(第16条の2)	参酌すべき基準	

【更生施設】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
規模（第17条第1項）	標準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
規模（第17条第2項）	参酌すべき基準	
設備の基準（第18条第1項第1号）	従うべき基準	
設備の基準（第18条のうち第1項第1号以外）	参酌すべき基準	
職員の配置の基準（第19条）	従うべき基準	
生活指導等（第20条）	参酌すべき基準	
作業指導（第21条）	参酌すべき基準	
準用（第22条）	参酌すべき基準	

【授産施設】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
規模（第23条第1項）	標準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
規模（第23条第2項）	参酌すべき基準	
設備の基準（第24条）	参酌すべき基準	
職員の配置の基準（第25条）	従うべき基準	
工賃の支払（第26条）	従うべき基準	
自立指導（第27条）	参酌すべき基準	
準用（第27条の2）	参酌すべき基準	

【宿所提供施設】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
規模（第28条第1項）	標準	本県の実情に、省令の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、省令の基準を用いて、本県の基準としたい。
規模（第28条第2項）	参酌すべき基準	
設備の基準（第29条第1項第1号）	従うべき基準	
設備の基準（第29条のうち第1項第1号以外）	参酌すべき基準	
職員の配置の基準（第30条）	従うべき基準	
居室の利用世帯（第31条）	参酌すべき基準	
生活相談（第32条）	参酌すべき基準	
準用（第33条）	参酌すべき基準	

【医療保護施設】

省令等の設備及び運営に関する規定	条例への委任方法	本県の考え方
<p>省令による規定はなし。</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行について（平成 23 年 12 月 28 日付け社援発 1228 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）」（以下、「通知」という。）により、条例制定をされたい旨通知されている。</p> <p>また、通知の中で、規定例として、「第 条 医療保護施設は、医療法その他医療に関する法令に基づき適切に運営されなければならない。」と示されている。</p>	<p>—</p>	<p>本県の実情に、全国の場合と異なる事情、特性はないことから、通知にある規定例を用いて、本県の基準としたい。</p>

【その他】

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任方法	本県の考え方
<p>附則(第2項)第10条第5項第1号ロに係る部分</p>	<p>従うべき基準</p>	<p>本県に、この附則の規定を適用しなければならない施設が存在しないことから、本県の基準には採用しないこととしたい。</p>
<p>附則(第2項)第9条第1項、第9条第2項、第17条第1項、第23条第1項、第28条第1項に係る部分</p>	<p>標準</p>	<p>本県に、この附則の規定を適用しなければならない施設が存在しないことから、本県の基準には採用しないこととしたい。</p>

